日刊ゲンダイ
第3種郵便物認可　2013年(平成25年)8月7日(6日発行)

医者も知らない平穏死

そこで最期を迎えられますか？

連載㊸

〈長尾和宏〉長尾クリニック院長・日本尊厳死協会副理事長・著書に「『平穏死』10の条件」など。

先日、初めて往診の依頼を受けたGさん（92）は、入所金ウン千万円という有料老人ホームで暮らしています。退職金を全部はたいて入所されたそうです。

Gさんが言うには、「ここには遠くの診療所から医師が毎週回診に来てくれているが、肝心の最期の時には、救急車で病院送りになる」とのこと。親しくしていた隣室の友人が救急搬送され、病院で亡くなったのを見て、「ああはなりたくない。ここで死にたい」と強く思ったそうです。

横にいるマネジャーさんは複雑な表情をしています。

それを無視するかのように、「（老人ホームと〝遠くの診療所〟が専属契約をしているので、主治医は代えられないが）死期が近づいたら、看取って欲しい」とGさんは言いました。

彼の気持ちはとてもよく分かりました。しかし私は、「元気なうちに主治医を交代しておかないと、イザという時に急に呼ばれても死亡診断書を書くことはできません」と、説明するしかありませんでした。

同様の往診依頼が時々あります。また、私がやっている「よろず相談室」にも、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）に入所されている方から、看取りについての問い合わせが増えています。

ついのすみかと決めて入所したのに、実際はそうじゃなかった――。皆さん、そう言うのです。

施設内で平穏死できるか？　在宅主治医は自分で選べるか？　気に入らなければ、チェンジできるか？

両親の、あるいは自分のための施設を選ぶ時は、必ずチェックしてほしい項目です。

（写真はイメージ）